

令和4年第11回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令4年11月4日(金) 午前9時30分から午前10時30分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏
教育長職務代理者 小出正文
教育委員 後藤明美
教育委員 鈴木森晶
欠席者 教育委員 中田めぐみ

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司
教育参事 小出泰司
学校教育課長 井戸茂治
生涯学習課長 栗山直樹
教育専門員 小坂井美衣
学校教育グループ長 菊地智行
書記 学校教育グループ 川原美香

4 傍聴者 1名

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

(1) 議案第28号 令和5年度教職員定期人事異動方針について

(2) 報告第1号 令和5年度豊山町一般会計予算編成方針について

(3) 報告第2号 教育長の臨時代理に係る事務の報告について

(4) 報告第3号 令和4年度少年野球教室の開催について

(5) 報告第4号 愛知万博メモリアル第15回愛知県市町

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和4年第11回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和4年10月3日に開催いたしました令和4年第10回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第10回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 11月1日に愛・地球博記念公園にジブリパークがオープンしました。200万平方キロメートルの公園内で中日新聞とスタジオジブリが共同でつくった会社ジブリパークが管理運営をする施設を展開しようとするものです。年間入場者数を180万人と見込んでいるようですが、名古屋市の東山動植物園が約250万人ですから、少し控えめな数字かなと思います。私も内覧をする機会がありましたので、小中学生が校外学習などで利用しやすいよう利用手続きや施設面での配慮を県の関係者をお願いさせていただきました。いずれにしても、環境万博の跡地がそのコンセプトも含めて発展的に継承されていることを嬉しく思いました。

同じく11月1日から県教委のガイドラインの改訂に伴い学校の給食時の「黙食」の制限を緩和しています。給食時に全員正面を向くという文言をなくしたほか、大声での会話を控えるといった内容に変更いたしました。

修学旅行など学校行事も徐々にコロナ前にもどりつつあります。こうした状況が児童生徒のストレス解消につながり学校生活がより楽しく充実することを願っています。

事 務 局 長 : この間の事業報告をいたします。

10月4日に町内校長会議がありました。

10月6日に、志水小学校の学校訪問がありました。

10月14日に、第3回豊山町中学校制服検討会議がありました。

10月16日から17日まで、1泊2日で3小学校の修学旅行がありました。行き先は、京都と奈良です。

10月20日に、臨時町内校長会議がありました。議題は、保護者から小中学校への連絡体制の改善についてです。

10月31日に、豊山町臨時議会がありました。後程、報告第2号でご説明します。

【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。

「議案第28号 令和5年度教職員定期人事異動方針について」、事務局から説明をお願いします。

教育参事： 一説明一

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

教育長： 昨年度まで「市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する」と記載されていましたが、法律に記載されているため、あえて記載しないという理解で良かったでしょうか。

教育参事： はい。

教育長： その他に変わったところがありますか。

教育参事： 昨年度からの変更点としましては、県の人事異動方針の5番目。校長、教頭等への昇任に関するところで、「特に、改革意識を持ち」という点がポイントであると聞いています。

教育長： 変化の激しい時代ですので、色々なことに柔軟に対応でき、スピード感のある人材を登用してほしいと思います。

後藤委員： 県の方針には、特別支援教育に関する文言がありますが、町の方にはありません。町の方針の始めに、「愛知県教育委員会の「令和5年度教職員定期人事異動方針」に基づいて」とありますので、当然含まれているものと理解して良いでしょうか。

教育参事： はい。

小出委員： 公務員の定年延長などの動きは、どういう状況でしょうか。

教育参事： 先日、愛知県の議会で条例が可決され、教職員も段階的に定年が65歳までに引き上げられます。現時点で細かい通知はありませんが、2年で1歳ずつ上がっていきます。60歳で役職定年があり、60歳から65歳までの間は、再任用のような任用形態を想定しています。フルタイムかどうかは、本人の希望を聞きます。詳細はまだ決まって

いません。

教 育 長 : 59歳の人から関係します。役職定年が60歳だと、一度校長を降りなければなりません。給料面での個人の生活設計もありますが、学校からすると、どうやって管理職を確保するかが課題です。

管理職ポストは非常に重要なので、できれば今年度に人事異動方針に盛り込んでほしかったです。

小 出 委 員 : 自分はアメリカに長くいました。アメリカには定年制度がありません。身体が動き続ける限りは働くことができ、給料は本人の職務によって決まるため、60歳を過ぎても給料が下がることはありませんでした。日本も早くそうなれば良いと思います。

鈴 木 委 員 : 1点だけ気になりました。「特に、改革意識をもち」という文言ですが、どのような人材を想定しているのかがわかりにくいため、豊山町として、どういった人材を想定しているのかを示した方が良いと思いました。町としての方針をしっかりと持っていただければと思います。

教 育 長 : 議案第28号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第28号は原案どおり可決されました。

続いて「報告第1号 令和5年度豊山町一般会計予算編成方針について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 長 : —説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : 限られた財源を効果的、効率的に活用するために、様々な経費の削減に努める、ということが記載されていますが、一般企業だと何パーセントコスト削減、と掲げてやることが多いです。最近だと、在宅勤務を推奨し事務所のスペースを確保したり、オンライン会議やリモートワークなどを活用して出張費を減らしているようです。

豊山町の場合はいかがでしょう。

事 務 局 長 : 感染拡大時には、豊山町でもテレワークを行っていましたが、今はあまり行っていません。テレワークができる部署もあるかもしれませんが、窓口が多い部署だと、なかなか難しいところがあります。

現在行っている取組としては、フレックスタイム制を導入しています。夜に会議があるときに、あらかじめ出勤時間を遅らせることができます。

教 育 長 : 今年から、デジタル化推進室が設置され、庁内業務のデジタル化の

推進について計画を作成しているところです。サービスの向上とコスト削減の2つの観点から計画が作られることになると思います。

ただ、業務の性格が異なるため、民間が行っていることをそのまま行うことは難しいかもしれません。

教 育 長 : 続いて「報告第2号 教育長の臨時代理に係る事務の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。財源はどこから捻出しましたか。

事 務 局 長 : 基金を取り崩しました。

鈴 木 委 員 : 全体として、何パーセントくらい増加していますか。

事 務 局 長 : 電気が1.5倍、ガスが2.0倍、水道が1.0倍を見込んでおります。

教 育 長 : 他の市町村で、給食費の値上げがありますが、豊山町では光熱水費を町が負担することで、値上げをしないことで良かったですか。

事 務 局 長 : 光熱水費は以前から町が負担しています。給食費は、7月の臨時議会で、食材費に相当する賄材料費を増額補正し、保護者負担が増えないようにしました。

教 育 長 : 光熱水費は、設置者が負担するというので良かったですか。

事 務 局 長 : 文部科学省からの通知で、光熱水費は、学校の設置者が負担することが望ましい、とありますので、豊山町では、光熱水費を設置者が負担しています。

後 藤 委 員 : ガスはどこで使っていますか。

事 務 局 長 : 給食センターでは蒸気ボイラーに、小中学校ではエアコンに、ガスを使用しています。

教 育 長 : コロナ対策のため、窓を開けてエアコンを使っていることも、ガス代が増えている要因の1つです。

教 育 長 : 続いて「報告第3号 令和4年度少年野球教室の開催について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等はございますか。

鈴 木 委 員 : 現役選手ではなく、OBの方をお呼びしたのはなぜですか。

生涯学習課長 : 今年度は、コロナの影響で試合や練習の時期がずれ込んだため、スケジュールが合わず、現役の選手をお呼びすることができませんでした。来年度以降は、現役の選手に来ていただけるよう努力していきたいと思います。

教 育 長 : 続いて「報告第4号 愛知万博メモリアル第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会への参加について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。
例年12月に開催していましたが、次年度以降も1月に開催されませんか。

生涯学習課長 : 今年度は、11月にジブリパークがオープンし、混雑が予想されることから1月にずれこんだと聞いています。来年度以降は戻るかもしれませんが、まだわかりません。

教 育 長 : 今年度から高等学校の入試の日程が前倒しになり、1月14日には推薦入試が始まっています。大学入試も真っ最中であるため、中学3年生や高校3年生の子の参加が難しくなります。

若い人たちが参加できるよう、来年度の日程について、県に要望をお願いします。

他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育グループ長 : 事務局から1点報告をさせていただきます。

一連絡事項一 事務連絡（次回定例会の日程）

教育専門員 : 一連絡事項一 事務連絡（研修会の案内）

小 出 委 員 : 私は人権擁護委員もやっているのですが、12月4日から10日まで人権擁護週間になります。これに合わせて、各小学校で人権教室を行いますのでご承知おきください。

教 育 長 : その他、委員のみなさまから何かご発言はありますか。

（発言なし）

閉会の宣告（午前10時30分）

教 育 長 : ご発言もないようですので、これもちまして、令和4年第11回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和4年第11回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和4年11月4日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------------|
| (1) | 議案第28号 | 令和5年度教職員定期人事異動方針について |
| (2) | 報告第1号 | 令和5年度豊山町一般会計予算編成方針について |
| (3) | 報告第2号 | 教育長の臨時代理に係る事務の報告について |
| (4) | 報告第3号 | 令和4年度少年野球教室の開催について |
| (5) | 報告第4号 | 愛知万博メモリアル第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会への参加について |

5 その他

6 閉会の宣告

議案第28号

令和5年度教職員定期人事異動方針について

令和5年度教職員定期人事異動方針について次のとおり定めることについて、議決を求める。

令和4年11月4日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、教職員の定期人事異動方針を定める必要があるからである。

令和5年度教職員定期人事異動方針

豊山町教育委員会

愛知県教育委員会の「令和5年度教職員定期人事異動方針」に基づいて実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- 2 職務経験の多様化や本県公立学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- 4 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
校長、教頭等への昇任に当たっては、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。
- 5 教職員の異動については、愛知県教育委員会の「令和5年度教職員定期人事異動実施要領」にしたがって行う。

※ なお、令和5年度の県費負担市町村立学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。

参考資料

《令和5年度教職員定期人事異動方針》

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、一層高度化・複雑化する課題に対して、スピード感を持ってこれに対応できるよう、教職員の意識改革・士気高揚を求め、組織力を向上させるため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- 2 職務経験の多様化や本県公立学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全県の視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進し、教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- 4 特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。

《令和5年度教職員定期人事異動実施要領》

人事異動方針の実現を図るため、この要領に基づき、異動を実施する。

第1 県立学校関係（省略）

第2 小中学校関係

1 管理職人事

管理職人事の転任及び昇任については、広域的な視野に立って行う。

(1) 転任

学校の円滑かつ正常な運営を期するため、原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わない。

(2) 昇任

① 校長

愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。ただし、特別の事情がある場合のほか、令和5年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

② 教頭

愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名

簿」に登載された者から登用する。ただし、特別の事情がある場合のほか、令和5年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

2 教員人事

(1) 転任

学校間の教職員構成の適正化、職務経験の多様化、学校運営の活性化等を旨とし、次の点を配慮して行う。

- ① 広域にわたる人事は、中堅教員を主として、積極的に異動を推進する。
- ② 同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り異動を行う。また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。
- ③ 同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。
- ④ 小・中学校間の人事交流を活発化し、異なる校種における職務経験をもつように配慮する。
- ⑤ 新設校の教職員構成は、豊かな教職経験と優れた指導力を有する人材を確保するよう特に配慮する。
- ⑥ へき地学校及び分校に勤務する者については、実態をふまえて配慮する。また、特別支援学級担当者についても同様とする。
- ⑦ 異動後の通勤時間は、原則として公共交通機関で片道1時間30分以内となるよう配慮する。
- ⑧ 市町村教育委員会は、校長の意見の申し出があった教職員の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

(2) 新規採用

- ① 新規採用者は、地域間及び学校間の均衡を考慮して、全体的視野に立って配置する。
- ② 新規採用候補者の住所の所在する学区の小学校又は中学校には、特別の事情がある場合を除くほか配置しない。

3 その他の事項

(1) 退職及び降任

- ① 退職勧奨については、別に定める者について行う。
- ② 職務遂行能力の減退した者又はその適性不十分な者については、降任の措置をとることができる。
- ③ 自ら降任を申し出た場合においては、別に定める要領により、本人の申出に基づき降任を認める。

(2) 人事異動の特例

次に掲げる者の人事異動に当たっては、本人の希望その他の状況に留意して実施する。

- ① 身体障害者
- ② 傷病により休職した者で、復職後2年未満の者
- ③ 令和4年度に1月以上にわたる療養休暇を与えられた者で、予後の経過が良くない者

- ④ 現在1月以上にわたる療養休暇を与えられている者
 - ⑤ 令和4年度健康診断による指導区分がB1、B2、C1及びC2の者
 - ⑥ 令和4年度に出産した者、現在妊娠中の者及び育児休業中の者
- (3) 異動の発令月日

退職は令和5年3月31日付け、新規採用、転任及び昇任は令和5年4月1日付けとする。

《令和5年度県費負担市町村立学校事務職員人事異動方針》

県民の信託にこたえ、本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、事務職員の資質向上と効率的な学校運営を図るため、次のことを基本として人事異動を実施する。

- 1 事務職員の能力をより一層発揮させるため、適材を適所に配置する。
- 2 職務経験の多様化や、効率的な人材育成をすすめる配置を行う。
- 3 広域的な視野に立ち、市町村間・教育事務所間の異動を推進する。
- 4 昇任に当たっては、勤務成績が優秀で企画力や管理能力の優れた事務職員、特に責任感、行動力、広い視野を持ち合わせた人材を、男女を問わず登用する。
- 5 市町村教育委員会の内申を尊重する。

《令和5年度県費負担市町村立学校事務職員人事異動実施要領》

人事異動については、この要領に基づき実施する。

1 希望把握

市町村教育委員会においては、校長を通じて事務職員の人事に関する希望を把握し、内申に当たっては、希望事項に配慮すること。

2 広域人事

- (1) 市町村間・教育事務所間の異動に当たっては、地域間における事務職員の年齢・経験年数等の構成が均衡を失することのないよう配慮し、広い視野に立ち広域にわたる人事交流を推進すること。
- (2) 特に、同一市町村で長年にわたり引き続き勤務している事務職員については、計画的に当該市町村外への異動を考慮すること。

3 転任

- (1) 同一校勤務が7年を超える事務職員については、原則として異動を行うこと。
- (2) 同一校勤務が3年に満たない事務職員については、原則として異動は行わないこと。

4 降任

自ら降任を申し出た場合においては、別に定める要領により、本人の申出に基づき降任を認める。

5 新規採用者の配置

新規採用者は、原則として事務職員の複数配置校に配置し、指導・育成が継続して行われ

るよう配慮すること。

6 通勤時間

通勤時間については、原則として片道1時間30分以内となるよう配慮すること。

7 発令期日

退職は3月31日付け、新規採用・転任等は4月1日付けを原則とすること。

《令和5年度県費負担市町村立学校栄養職員人事異動方針》

県民の信託にこたえ、本県公立学校における健康教育の一層の充実・振興を図り、学校栄養職員の資質向上を図るため、次のことを基本として人事異動を実施する。

- 1 学校栄養職員の能力をより一層発揮させるため、適材を適所に配置する。
- 2 職務経験の多様化や、効果的な人材育成をすすめる配置を行う。
- 3 広域的な視野に立ち、市町村間・教育事務所間の異動を推進する。
- 4 昇任に当たっては、勤務成績が優秀で企画力や管理能力の優れた学校栄養職員、特に指導力、責任感、広い視野を持ち合わせた人材を、男女を問わず登用する。
- 5 市町村教育委員会の内申を尊重する。

《令和5年度県費負担市町村立学校栄養職員人事異動実施要領》

人事異動については、この要領に基づき実施する。

1 希望把握

市町村教育委員会においては、校長を通じて学校栄養職員の人事に関する希望を把握し、内申に当たっては、希望事項に配慮すること。

なお、共同調理場に勤務する学校栄養職員の在籍校の校長は、共同調理場の長と意見調整を行うものとする。

2 広域人事

- (1) 市町村間・教育事務所間の異動に当たっては、地域間における学校栄養職員の年齢・経験年数等の構成が均衡を失することのないよう配慮し、広い視野に立ち広域にわたる人事交流を推進すること。
- (2) 特に、同一市町村で長年にわたり引き続き勤務している学校栄養職員については計画的に当該市町村外への異動を考慮すること。

3 転任

- (1) 同一校又は同一共同調理場勤務が7年を超える学校栄養職員については、原則として異動を行うこと。
- (2) 同一校又は同一共同調理場勤務が3年に満たない学校栄養職員については、原則として異動は行わないこと。

4 降任

自ら降任を申し出た場合においては、別に定める要領により、本人の申出に基づき降任を

認める。

5 新規採用者の配置

新規採用者は、原則として学校栄養職員を複数配置する共同調理場に配置し、指導・育成が継続して行われるよう配慮すること。

6 通勤時間

通勤時間については、原則として片道1時間30分以内となるよう配慮すること。

7 発令期日

退職は3月31日付け、新規採用・転任等は4月1日付けを原則とすること。

報告第1号

令和5年度豊山町一般会計予算編成方針について

令和4年9月30日付けで、別紙のとおり令和5年度豊山町一般会計予算編成方針が豊山町から示されましたので報告します。

令和4年9月30日

各 部 局 長 様

総 務 部 長

令和5年度当初予算編成について（通知）

我が国経済は、緩やかに持ち直しの動きがみられ、先行きについても、感染対策に万全を期し、社会経済活動の正常化が進む中で各種政策の効果もあり、持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化が懸念される中で、原材料価格の上昇に加え、急激な円安などによる下振れリスクに十分注意する必要がある。政府・日銀は、今年22日において、急激な円安進行を阻止するため、1998年6月17日以来、約24年3か月ぶりに円買いドル売りの為替介入を実施した。

町財政を取り巻く状況は、町税収入においては、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻りつつある。しかしながら、コロナ感染症の拡大状況によって先行きは不透明であり、航空機燃料譲与税などの地方譲与税や地方消費税交付金をはじめとする各種交付金への影響、ふるさと納税による町税の流出拡大など、予断を許さない状況にある。

一方、本町の年間出生数は減少傾向にあるものの、町人口は微増傾向にあり、高齢化率の上昇など行政需要はますます拡大し多様化している。加えて、避難所・賑わい施設整備、豊山中学校改築整備、公共施設等の長寿命化対策の後年度負担は年々増大する見込みであり、福祉や教育、暮らしの安全、防災・減災対策など町民生活に必要な行政サービスを持続的・安定的に提供しなければならない。

令和5年度は、町制51年としての新たな第一歩を力強く踏み出す年である。未来を見据えたまちづくりの施策展開と、DXの推進や環境負荷低減（脱炭素・カーボンニュートラル）の取組など直面する行政課題への的確な対応を図り、一人ひとりが大切にされるまちづくりをより一層加速化し、厳格な優先順位付けによる事業の選択と財源確保の取組を今までにも増して強力に推進する必要がある。

予算編成にあたっては、こうした状況を強く認識したうえで、豊山町第5次総

合計画における「まちづくりの重点戦略」について、可能な限り優先的にその財源配分に努めるものとする。また、単に慣例による予算要求ではなく、創意工夫による歳入確保に一層努めるとともに、歳出全般にわたる精査・見直しを全庁一丸となって進め、厳しい財政状況においても、歳入歳出の均衡をしっかりと堅持しながら、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図るものとする。

以上を踏まえ、次のとおり年間予算を編成することとしたので、予算決算会計規則第5条の規定に基づき通知する。

1 基本的事項

- (1) 予算要求は、豊山町第5次総合計画基本構想・基本計画やその他の行政計画を踏まえた事業計画のもとに行い、特に以下の方針に従うこと。
- ① 豊山町第5次総合計画における「まちづくり重点目標」「分野別まちづくり目標」「まちづくりの主要課題」に係るものについては、必ず予算（実施計画）に反映させること。
 - ② 基本計画との整合を図るために採択したPDCAサイクルの方法を順守すること。
 - ③ 重点事業及び新規・拡充事業に係る予算要求にあたっては、単に予算額を増額・追加するのではなく、事業の必要性・有益性を十分に精査するとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。
 - ④ 県営名古屋空港を核とした地域振興等、町の歳入の底上げにつながるような施策についても事業化に努めること。
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、感染者数等の感染動向をはじめ、町民生活や町内経済への影響、国・県の動向などを注視し、令和4年度下半期の補正予算対応等も考慮しながら、令和5年度当初予算案に盛り込む対策を検討し、予算化すること。また、感染拡大の影響を踏まえ、原則として全ての事業について見直し等を検討する視点を持つこと。
 - ⑥ 令和4年度当初予算編成において、「限られた財源」を効果的・効率的に活用し、基金に依存しない持続可能な財政運営を図るため、物件費の経常経費【1.0節需用費から1.3節使用料・賃借料まで（光熱水費、土地・電話機等賃借料や債務負担行為等による性質上削減が困難な経費は

除く。)及び1.7節備品購入費】の10%シーリングカット(対R3年度当初比)を実施した。

令和5年度当初予算編成においても対R4年度当初比で継続することとし、工事請負費(道路・下水工事費を除く)・負担金補助及び交付金(事業費補助金のみ)も10%シーリングカットの対象(「8 シーリングカット拡大対象事項一覧」参照)とする。

⑦ サマーレビューヒアリングの内容を反映させること。

(2) 事業計画(実施計画シート)の作成にあたっては、「予算要求書等作成事務要領」に従うとともに、特に以下の方針に従うこと。

① 「豊山町協働のまちづくり指針」に基づき、住民参画を推進した計画とすること。

② 「豊山町民間委託に関する指針」に基づき、事務事業の点検を行い、民間委託を推進すること。

③ 「豊山町職員環境保全行動指針」に基づき、省資源・省エネルギー等環境対策に取り組むこと。

④ 「豊山町補助金等交付規則」及び「豊山町補助金等交付基準」に基づき、適正な補助金の執行に努めること。

⑤ 「豊山町公共施設等総合管理計画」、「各個別施設計画」及び「豊山町公共施設改修等実施計画表」に基づき、庁舎や学校施設などの公用・公共用施設、道路及び橋梁などの都市インフラ施設について、計画的に維持管理を進めること。

(3) これまでの議会審議、監査の指摘事項及び各種団体・町民からの要望に十分留意すること。

(4) 他部局に関連する事業については、必ず事前に関係部局と協議し、調整のうえ予算要求を行うこと。特にDXに関する事項については、デジタル化推進室と事前に調整のうえ予算要求すること。

(5) 現年度の予算の執行状況を見極めるとともに、令和3年度の決算分析

を行い、特に不用額が生じた理由など歳入・歳出結果を精査した上で予算要求を行うこと。

(6) 国・県の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算に反映させること。

(7) 働き方改革を推進するための関係法令に伴い、引き続き、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などの措置を講ずる必要がある。業務量の削減や合理化、職員間での業務量の偏在性を是正するなど、経費の削減に努めること。

報告第2号

教育長の臨時代理に係る事務の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき町長から意見を求められた別紙のことに對し、豊山町教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条に基づき教育長が臨時に代理したこのことについて、同規則第4条第2号に基づき報告する。

令和4年度教育費補正予算要求について

歳入 0千円

歳出 21,918千円

1 小学校費：学校管理一般事業

(1) 補正予算要求額

歳出 6,845千円

需用費（光熱水費）6,845千円

(2) 補正概要

エネルギー価格高騰に伴い、光熱水費を増額する。

2 中学校費：学校管理一般事業

(1) 補正予算要求額

歳出 5,688千円

需用費（光熱水費）5,688千円

(2) 補正概要

エネルギー価格高騰に伴い、光熱水費を増額する。

3 学校給食費：学校給食事業

(1) 補正予算要求額

歳出 6,037千円

需用費（光熱水費）6,037千円

(2) 補正概要

エネルギー価格高騰に伴い、光熱水費を増額する。

4 社会教育費：社会教育センター管理一般事業

(1) 補正予算要求額

歳出 2,916千円

需用費（光熱水費）2,916千円

(2) 補正概要

エネルギー価格高騰に伴い、光熱水費を増額する。

5 保健体育費：豊山グラウンド維持管理事業

(1) 補正予算要求額

歳出 432千円

需用費（光熱水費）432 千円

（2）補正概要

エネルギー価格高騰に伴い、光熱水費を増額する。

報告第3号

令和4年度少年野球教室の開催について

令和4年度の少年野球教室について、下記のとおり実施するので報告します。

記

1 目的

将来を担う子どもたちの未来の夢の応援と地域スポーツの振興を目的に、中日ドラゴンズで活躍した元プロ野球選手らを講師に招き、子どもたちに直接、プロ野球で培った高い技術指導を行う。

2 日時

令和4年12月4日（日） 午前9時00分から正午まで

3 場所

豊山グラウンド（雨天の場合 社会教育センターアリーナ）

4 対象者

豊山町在住の小・中学生

5 講師

中日ドラゴンズ元選手3名（鹿島忠氏、川又米利氏、彦野利勝氏）

6 参加費

無料

7 申込み

豊山中学校野球部員、豊山町野球スポーツ少年団員、豊山フェニックス少年野球クラブ員は、それぞれの指導者へ、その他の小・中学生は教育委員会事務局生涯学習課で受付を行う。

8 後援

株式会社中日新聞社（中日新聞豊場専売所・中日新聞豊山北専売所）

9 周知方法

広報とよやま11月号、生涯学習情報誌「生きがいタウン」、町ホームページなど

報告第4号

愛知万博メモリアル第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会への参加について

愛知駅伝実行委員会主催により愛知万博メモリアル第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会（第15回愛知駅伝）が令和5年1月14日（土）に開催されます。今年度もチーム編成を行い参加しますので報告します。

記

1 第15回愛知駅伝開催要項

(1) 開催趣旨

2005年に開催された「愛知万博」のメモリアルイベントを通じ、次世代へ語り継ぐと同時に、愛知県内各市町村の交流、市町村合併後の一体化の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を趣旨として開催される。

(2) 主催

愛知駅伝実行委員会【構成団体】愛知陸上競技協会、東海テレビ放送

(3) 期日

令和5年1月14日（土） 雨天決行

(4) 駅伝コース

「愛・地球博記念公園」内、周回コース

(5) 区間・距離 9区間30.6km

第1区 (2.8 km) 中学生 (女子)

第6区 (4.4 km) 一般 (女子)

第2区 (2.8 km) 中学生 (男子)

第7区 (4.4 km) 40歳以上 (不問)

第3区 (1.3 km) 小学生 (男子)

第8区 (4.4 km) ジュニア (男子)

第4区 (4.4 km) ジュニア (女子)

第9区 (5.0 km) 一般 (男子)

第5区 (1.1 km) 小学生 (女子)

(6) チーム編成 (市の部、町村の部とも)

各市町村1チーム (監督1名、コーチ1名、選手9名、補欠9名の計20名以内)

(7) 表彰

市・町村対抗の2部制とし優勝旗・優勝杯・賞状・メダル・愛知県知事賞・市長会会長賞、町村会会長賞 (上位3位まで) が授与される。

なお、市の部、町村の部とも10位までが表彰される。

また、区間優勝者には区間賞が授与される。(市・町村の部とも)

小学生男女のみ8位まで表彰される。(市・町村の部とも)

前年度大会よりも順位が上がったチームに対し、敢闘賞が授与され、このうち、上がった順位数が多い上位3チームにはモリコロ賞が授与される。

2 これまでの準備状況

- 9月10日(土) 選手候補者記録会① ※豊山グラウンド
10月15日(土) 選手候補者記録会② ※豊山グラウンド
10月20日(木) 愛知駅伝チーム強化第1回打合せ会
※代表選手候補者(各区分4名)及び強化指定選手の決定
11月～ 練習会開始

3 今後の予定

- 11月中旬 愛知駅伝チーム強化第2回打合せ会
※正・副代表選手(各区分2名)の決定
11月19日(土) 選手団会議(社会教育センター)
※代表選手、監督、コーチ、事務局による会議
12月下旬 代表選手、町長を表敬訪問(役場町公室)
12月25日(日) 大会会場(愛・地球博記念公園)公式下見会
1月14日(土) 第15回愛知駅伝(愛・地球博記念公園)

4 周知方法

広報とよやま12月号、生涯学習情報誌「生きがいタウン」、ポスター(町内各所)、町ホームページなど